

議会運営委員会会議録

平成26年12月9日（火）

（開 会）14：22

（閉 会）14：39

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 追加議案の説明・質疑
- 2 追加議案の上程時期並びに付託委員会について
- 3 議案に対する質疑通告について
- 4 仮議長の選任について
- 5 意見書案の取り扱いについて
 - (1) 「手話言語法」制定を求める意見書（案）
 - (2) 「女性が輝く社会」の実現に関する意見書（案）
 - (3) 地域の中小企業振興策を求める意見書（案）
- 6 請願の取扱いについて
- 7 会議予定の変更について
- 8 その他
 - (1) 次回委員会開催予定 12月19日（金）午前9時30分

○委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。追加議案についての説明を求めます。

○財政課長

追加でご提案させていただきます議案につきまして、別冊の平成26年度補正予算資料、右肩に追加提案分と記載しておりますが、これによりご説明をいたします。

1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、国家公務員の給与改定が行われましたので、これを参考にして、職員の給与改定を行い、その所要額を計上するものでございます。

補正額につきましては、一般会計で35万8千円を増額いたしまして、補正後の予算総額を695億2077万6千円とするものでございます。

また、12の特別会計のうち今回補正をいたします6つの会計で816万5千円を増額しております。

企業会計では4つの会計のうち、3つの会計で659万5千円を増額いたしております。合計で1511万8千円を増額するものでございます。

2ページをお願いいたします。2ページ以降には、補正予算の概要等について記載をいたしておりますが、2ページの一般会計の歳出のところでございますが、今回の給与改定によりまして、一般会計、特別会計におきまして、人件費総額を7594万3千円、一般会計では67

77万8千円の追加をいたしております。

一般会計での補正額が35万8千円と少額となっておりますのは財産管理費の減債基金積立金で財源調整を行っているためでございます。

内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で予算関係議案の説明を終わらせていただきます。

○総務課長

引き続き、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。

お配りしております「追加議案概要」で、説明させていただきます。

「議案第144号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国家公務員の給与の改定が行われましたので、これを参考にして職員給与の通勤手当、行政職給料表及び勤勉手当の支給率を改定するものでございます。

「議案第145号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例が改正されることとなり、福岡県公立学校職員の常勤講師の給与の改定が行われることとなりましたので、これを参考にして本市の教育職員の給与を改定するものでございます。

「議案第146号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、健康保険法施行令の一部改正による産科医療補償制度の掛金の額の見直し及び出産育児一時金の総額を42万円に維持することに伴い、出産育児一時金の額を「39万円」から「40万4000円」に改正するものでございます。

報告第37号から2ページの第38号までの2件の報告でございますが、「市道上の車両損傷事故に係る損害賠償請求控訴事件の和解及び交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」の専決処分につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「追加議案の上程時期並びに付託委員会について」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただ今説明のありました追加議案13件につきましては、本会議での一般質問終了後、すでに上程されております議案の質疑、委員会付託のあとに、上程し、提案理由の説明、質疑のうち、議案第134号から144号までの11件につきましては、人事院勧告に伴う人件費のみの補正となるため、いずれも総務委員会に、議案第145号は、市民文教委員会に、議案第146号は、厚生委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、報告第37号及び第38号、以上2件の追加報告につきましては、12月19日の本会議最終日に他の報告と合わせ、報告、質疑としていただいております。

以上、ご審議方よろしく願います。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。「追加議案の上程時期並びに付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「追加議案の上程時期並びに付託委員会」については、そのように決定いたしました。

次に、「議案に対する質疑通告」について、事務局から報告させます。

○議会事務局次長

議案に対する質疑通告につきましては、議案第85号について、宮嶋議員より質疑通告がっておりますので報告いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。「議案に対する質疑通告」については、ご了承をお願いいたします。

次に、仮議長の選任について、事務局より説明させます。

○議会事務局次長

瀬戸副議長が体調不良により12月定例会中、欠席する旨の申し出がっております。

地方自治法第106条第2項におきまして、「議長及び副議長にともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。」という規定があります。

なお、同項の規定は正副議長が同時に欠けたときの規定であり、副議長のみが事故ある場合は、第3項におきまして、「議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。」となっております。

先に開催されました代表者会議におきまして、仮議長の選任について、協議がなされ、12月定例会の会期中は、仮議長を選任することが了承されておりますので、そのように決定していただいております。

また、本会議での取り扱いでございますが、明日の一般質問に入ります前に、「仮議長の選任を議長に委任すること」を議事日程に掲載し、議題としたのち、議長発議により、おはかりしていただいております。

議決後は、議長が委任を受けましたので、「本日の仮議長に〇〇議員を指名します」と、述べる取扱いをしていただいております。

明日以降につきましては、会議の冒頭に、「本日の仮議長に〇〇議員を指名します」と述べることとなりますので、ご審議方よろしくをお願いいたします。

なお、当該仮議長は、選任の期間中、議長が欠けたとき、すなわち、議長が何らかの事情、簡単に言えば、トイレ、もしくは、病欠欠席等により、本会議の職務がとれない場合に、仮議長が議長の職務を代理で行うものでありますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「仮議長の選任」につきましては、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「意見書案の取扱い」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しておりますとおり提出された意見書(案)が3件ございます。

提出者並びに提出先につきましては意見書案の最後にそれぞれ記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

なお、「手話言語法」制定を求める意見書(案)につきましては、本会議初日における請願

第13号の採択により提案されているもので、先例により提案者は請願の紹介議員、賛成者は請願の採択に賛成された厚生委員会委員となっております。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長

事務局の説明が終わりましたので、まず、「手話言語法」制定を求める意見書（案）につきましては、事務局説明にありましておき議会の初日において、請願第13号を採択したことから提出されるものであり、先例により、提出者は請願の紹介議員、賛成者は請願採択に、賛成した厚生委員会の委員となりますので、ご了承願ひます。

次に、「女性が輝く社会」の実現に関する意見書（案）および「地域の中小企業振興策を求める意見書（案）」以上2件について、提出者から補足説明があれば、お願ひいたします。

○守光委員

まず1点目の女性が輝く社会ということで、男女平等という中、またしっかり女性の働く場、また女性がほんとに社会で、今以上にやっぱり輝いて活躍できるように訴えていきたいと思ひますので、ご賛同のほどよろしくお願ひします。

2点目の地域の中小企業振興策を求める意見書案については、景気のほうがですね、大企業のほうはですね、若干ですね、回復しておりますが、まだまだ中小企業という立場の方々は、まだまだほんとに苦しい思ひをされております。

日本の中でやっぱり中小企業の方々が本当に元気にならないと日本の発展はないと思ひますので、しっかりと国のほうに、こういった中小企業の方々の支援も求めていきたいと思ひますので、ご賛同のほうよろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。おはかりいたします。意見書（案）については、各会派に持ち帰っていただき、後日の委員会で賛否を確認したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、「意見書案の取扱い」については、そのように決定いたしました。

次に、「意見書案に対する賛否締切り日」について、事務局より説明させます。

○議会事務局次長

ただいまご審議いただきました意見書案につきましては、12月17日（水）の午後5時までに賛否を報告いただきたいと考えております。

以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「意見書案に対する賛否締切り日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、「意見書案に対する賛否締切り日」については、そのように決定いたしました。

次に、「請願の取扱い」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配布しておりますとおり、本日までに提出された請願が1件ございます。

請願第15号は庁舎建設特別委員会に付託していただいております。

なお、本請願は、特別委員会に付託するため、会議規則第135条第2項の規定により、議長が会議に諮って付託することになります。

以上、ご審議方よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「請願の取扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「請願の取扱い」については、そのように決定いたしました。

次に、「会議予定の変更案について」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しております「平成26年第5回 飯塚市議会定例会会期日程(変更案)」をご覧ください。

会議予定でございますが、変更箇所には太線を囲んでおりますが、先ほど、ご審議いただきました追加議案13件及び報告2件について、それぞれ追加して記載をいたしております。

次に、先ほど、ご審議いただきましたとおり、請願が提出されておりますので、予備日でありました12月17日(水)に庁舎建設特別委員会を追加して記載をいたしております。

なお、開催時間は午後3時からとさせていただきますので、お間違えのないよう各会派の委員にお伝えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、これに伴いまして、最終日の委員長報告に庁舎建設特別委員長報告を追加して記載をいたしております。

以上、ご審議方よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「会議予定の変更案について」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「会議予定の変更案について」は、そのように決定いたしました。

次に、その他でございますが、次回の委員会は、本会議最終日12月19日(金)の開会前午前9時30分に開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。